

新旧対照表

柏崎市総合評価方式施行要領の運用基準

新	旧
<p><b>全体にかかる改正事項</b></p> <p>不要な空白（スペース）及び空白行の削除</p> <p>体裁（文字下げ、文頭位置）の修正</p> <p>全角半角文字の修正</p> <p>見出し符号の修正</p> <p><b>第1～第10</b></p> <p>省略</p> <p><b>第11 技術提案等の担保（ペナルティー）の算定</b></p> <p><b>1～2</b></p> <p>省略</p> <p><b>3 簡易な施工計画</b></p> <p>簡易（提案）型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、これに係る評点を0点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。</p> <p>減点値＝ 8点×(α－β)／α（小数点以下第1位四捨五入整数止）</p> <p>α：簡易な施工計画の当初の<b>技術評価点</b>（点）</p> <p>β：簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した<b>技術評価点</b></p>	<p><b>第1～第10</b></p> <p>省略</p> <p><b>第11 技術提案等の担保（ペナルティー）の算定</b></p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 簡易な施工計画</p> <p>簡易（提案）型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、これに係る評点を0点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。</p> <p>減点値＝ 8点×(α－β)／α（小数点以下第1位四捨五入整数止）</p> <p>α：簡易な施工計画の当初の<b>技術評価点</b>（加算点）（点）</p> <p>β：簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した<b>技術評価点</b></p>

(点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書  
注意相当

#### 4 技術提案

##### (1) 工事成績評定点の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

減点値 =  $8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$  (小数点以下第1位四捨五入整数止)

$\alpha$  : 技術提案の当初の技術評価点 (点)

$\beta$  : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書  
注意相当

##### (2) 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$  (小数点以下切捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

$\alpha$  : 技術提案の当初の技術評価点 (点)

$\beta$  : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (点)

(加算点) (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書  
注意相当

#### (4) 技術提案

##### ① 工事成績評定点の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

減点値 =  $8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$  (小数点以下第1位四捨五入整数止)

$\alpha$  : 技術提案の当初の技術評価点 (加算点) (点)

$\beta$  : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (加算点) (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書  
注意相当

##### ② 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$  (小数点以下切捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

$\alpha$  : 技術提案の当初の技術評価点 (加算点) (点)

$\beta$  : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (加算

<p>第12 非落札理由の説明に関する様式</p> <p>試行要領第19に規定する説明を求める場合は「非落札理由請求書」(第110号様式)を提出するものとし、その回答については「非落札理由回答書」(第11号様式)により行うものとする。</p> <p>別紙 評価項目及び評価基準の細目等</p> <p>1 評価項目及び評価基準の細目</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 「災害時における活動実績等」については、技術資料等の提出期限までに完了した柏崎市内における活動とする。</p> <p>ア 土木工事の場合</p> <p>(ア) 評価の対象とするもの</p> <p>a 緊急性を要し指示書等で対応した活動 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。)の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの</p> <p>(イ) 評価の対象外となるもの</p> <p>a 自主的な災害貢献活動</p> <p>b 通常の契約等を行った災害復旧工事(応急工事を除く)</p> <p>(9)</p>	<p>点) (点)</p> <p>第12 非落札理由の説明に関する様式</p> <p>要領第19に規定する説明を求める場合は「非落札理由請求書」(第11号様式)を提出するものとし、その回答については「非落札理由回答書」(第12号様式)により行うものとする。</p> <p>別紙 評価項目及び評価基準の細目等</p> <p>1 評価項目及び評価基準の細目</p> <p>(1) ~ (7)</p> <p>(8) 「災害時における活動実績等」の対象工事は、技術資料等の提出期限までに完了した柏崎市内における工事とする。</p> <p>【土木工事の場合】</p> <p>ア 評価の対象とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急性を要し指示書等で対応した活動 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。)の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの</li> </ul> <p>イ 評価の対象外となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な災害貢献活動</li> <li>・ 災害採択後の災害復旧工事(応急工事を除く)</li> </ul> <p>(9)</p>
---	--

省略

(10) 「維持管理実績」は、技術資料等の提出期限までに完了したものとし、柏崎市内における以下のものをいう。

ア 土木工事の場合

(ア) 評価の対象とするもの

- a 通常<sup>1)</sup>の道路除雪作業
- b 単価契約等による日常的な維持管理活動（道路や河川等の修繕<sup>2)</sup>（補修）、除草等、点検、休日パトロール等）
- c 指示書等による緊急的な維持管理活動（道路や河川等の修繕<sup>2)</sup>（補修）等）

(イ) 評価の対象外となるもの

通常<sup>1)</sup>の契約等を行った維持補修（修繕）工事

イ 建築・管・電気工事の場合

(ア) 評価の対象とするもの

- a 緊急時における修繕<sup>2)</sup>（補修）実績（漏水や設備故障等の緊急時における修繕<sup>2)</sup>（補修）で、指示書等（施設管理者の証明書を含む。）で対応した活動）
- b 維持修繕<sup>2)</sup>（補修）実績（維持管理のために行う修繕<sup>2)</sup>（補修）等の活動）

(イ) 評価の対象外となるもの

通常<sup>1)</sup>の契約等を行った維持補修（修繕）工事

(11)

省略

(12) 「ボランティア活動」とは、「災害ボランティア」、「地域ボランティア」に過去2ヵ年度に会社として10名以上または正規社員の半数

(10) 「維持管理実績」は、技術資料等の提出期限までに完了したものとし、柏崎市内における以下のものをいう。

【土木工事の場合】

- ・ 通常の道路除雪作業
- ・ 単価契約等による日常的な維持管理活動（道路や河川等の修繕<sup>2)</sup>（補修）、除草等、点検、休日パトロール等）
- ・ 指示書等による緊急的な維持管理活動（道路や河川等の修繕<sup>2)</sup>（補修）等）

【建築・管・電気工事の場合】

- ・ 緊急時における修繕<sup>2)</sup>（補修）実績（漏水や設備故障等の緊急時における修繕<sup>2)</sup>（補修）で、指示書等（施設管理者の証明書を含む。）で対応した活動）
- ・ 維持修繕<sup>2)</sup>（補修）実績（維持管理のために行う修繕<sup>2)</sup>（補修）等の活動）

(11)

(12) 「ボランティア活動」とは、「災害ボランティア」、「地域ボランティア」に過去2ヵ年度に会社として10名以上または正規

<p>(最低3名)以上のボランティア参加実績とする (第12号様式)。</p> <p>(13)～(15) 省略</p> <p>(16) 試行要領で規定する「簡易な施工計画」の不適正とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 試行要領で規定する「技術提案」の不適正とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。</p> <p>(19)～(21) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第1-1号様式 (第4関係) (土木用) 削除 (分離し別途取り扱う)</p> <p>第1-2号様式 (第4関係) (建築・電気・管工事用) 削除 (分離し別途取り扱う)</p> <p>第2号様式 (第4関係) 削除 (分離し別途取り扱う)</p> <p>第3号様式 (第4関係)</p>	<p>社員の半数 (最低3名)以上のボランティア参加実績とする。</p> <p>(13)～(15)</p> <p>(16) 要領で規定する「簡易な施工計画」の不適正とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。</p> <p>(17)</p> <p>(18)</p> <p>(19)～(21)</p> <p>2～3</p> <p>第1-1号様式 (第4関係) (土木用)</p> <p>第1-2号様式 (第4関係) (建築・電気・管工事用)</p> <p>第2号様式 (第4関係)</p> <p>第3号様式 (第4関係)</p>
---	---

削除（分離し別途取り扱う）

総合評価方式に関する評価調書

削除（分離し別途取り扱う）

制定、改正状況

平成20年 5月 7日	制定
平成22年12月20日	一部改正
平成26年 5月26日	一部改正
平成30年 4月 1日	一部改正
令和2年(2020年) 4月 1日	一部改正
令和5年(2023年) 4月 6日	一部改正
令和6年(2024年) 4月 1日	一部改正

総合評価方式に関する評価調書

制定、改正状況

平成20年 5月 7日	制定
平成22年12月20日	一部改正
平成26年 5月26日	一部改正
平成30年 4月 1日	一部改正
令和2年(2020年) 4月 1日	一部改正
令和5年(2023年) 4月 6日	一部改正